

容器包装リサイクル法

Law for Promotion of Sorted Collection and Recycling of Containers and Packaging

土 居 敬 和*

Hirokazu Doi

1. はじめに

この4月から容器包装リサイクル法が完全施行された。完全施行とは、大企業を対象とし、ガラスびんとPETボトルを対象とした平成9年4月からの本格施行状態から、企業の規模を中小企業にまで範囲を広げ、また、対象となる容器や包装の種類を紙製容器包装とプラスチック製容器包装に拡大した状態を指している。全市町村が完全に法律に則り分別収集を開始するということではない。

完全施行に伴い、対象となる特定事業者、すなわち、本格施行時のこれまで3年間が520社であったのに比べて再商品化義務を負う事業者の数は現在約2万社と40倍近くになっている。また、リサイクルの実績があるガラスびんやPETボトルとは異なり、一般廃棄物を対象としたリサイクルの経験が少ない紙製容器包装やプラスチック製容器包装は、準備段階でリサイクルシステムを新たに構築しなければならない等規模や範囲の拡大に伴う準備事項は膨大なものであった。

なお、本稿では紙製容器包装の再商品化やプラスチック製容器包装の再商品化についてはそれぞれ専門機関の方々が原稿を寄せられるので関連の詳細はそれらに譲ることとする。

2. 容器包装リサイクル法の概要

容器包装リサイクル法（正式名称：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）は、一般廃棄物のうち、法律で指定される容器包装について、消費者、市町村、事業者間の役割分担を規定することにより廃棄物を適正に処理し、資源を有効に利用することを目的とした法律である。

従って、①対象とする廃棄物は一般廃棄物であり、

産業廃棄物や事業系廃棄物は対象としないこと、②すべての容器包装を対象とするのではなく、対象となる容器包装は法律で定めること、換言すれば法律で定めるもの以外は対象とならないこと、③市町村、消費者、事業者が果たすべき役割が定められていること。これまで市町村が行ってきた収集・運搬後の処理を関係事業者が肩代わりするが、市町村には分別収集を実施する義務はなく、分別収集を行わない市町村の住民には分別排出の役割は生じないことなどに注目しなければならない。

以上を内容として容器包装リサイクル法は平成7年6月に制定、公布された。

3. 容器包装リサイクル法制定の背景に関連して

容器包装リサイクル法が制定されなければならない背景として従來說明されてきたことは、①ごみが増え続けていること、②最終処分場の残余年数が減少していること、③ごみ処理コストが上昇していること、④ごみのリサイクル率が低いこと、⑤ごみの容量の6割が容器包装であること、等である。

しかし、ごみが実際に増え続けているのか、また、当法が本格施行されて3年経過したがごみの増加に歯止めがかけられたのか。この点、厚生省の発表数値は平成8年度分が最新であり、当法の効果を判断する材料とはならない。同様に最終処分場の残余容量と残余年数についても同様である。さらに、ごみ処理コストも同様であり、これらについて検証できるのは数年後となる。

ごみのリサイクル率については、関係業界の資料によって若干状況を把握することができる。まずガラスびんは、日本ガラスびん協会の統計によると容器包装リサイクル法本格施行前の平成8年には、221万トンの生産量に対してカレット使用量は143.6万トン、カレット利用率は65.0%であったのが、9年度には67.4

* 財団法人日本容器包装リサイクル協会 理事・総務企画部長
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1 郵政互助会琴平ビル
8F

%, 10年度には73.9%と順調に伸びている。以上はガラスびん業界全体の傾向であるが、協会における引取量で見ると、9年度には15万トン、10年度には19万トン、11年度には22万トンと147%の伸びを示している。単に量だけの比較ではなく、地域の広がり、協会引き取り市町村数では、9年度649市町村、11年度987市町村と1.5倍になっていることをも勘案してみると、法の影響がうかがわれる。

本法の対象となるPETボトルは、再生資源利用促進法の第2種指定PETボトルであるが、平成8年には、生産量173千トンに対して、回収量は5千トン、回収率は2.9%であったのが、9年度には9.8%、10年度には16.9%と約6倍に拡大している。このすべてが容器包装リサイクル法による効果とは断定できないが、9年度に指定法人を経由した量は14千トン、10年度には36千トンと57.1%の伸びであり、第2種PETボトルの生産量が同期間に28.8%の伸びであったことに比べても大きな進展を示している。なお、11年度は56千トンの引き取りを行った。

4. 容器包装リサイクル法の目的と効果

— 排出抑制 —

容器包装リサイクル法はごみの適正な処理と資源化を目的とするが、これらの目的を達成するために経済的な手法を使う。つまり、容器や包装に関連する事業者が容器や包装の排出量に応じてリサイクル費用を負担するものである。排出量が多ければ多だけ負担し、量を減らせば負担も減るという方式である。したがって、この法律は大量消費に伴う大量リサイクルをねらうものではない。この経済的手法を通して、ごみの量を減らそうというのが容器包装リサイクル法の根本的な目的である。

第1の目的である容器包装廃棄物の適正処理については後に示すように分別収集に取り組む市町村が年を追って増えてきている。焼却、埋め立てを主とした廃棄物処理法の転換が見える。

第2の目的である資源化については前項で見た通りである。元々ガラスびんやPETボトルについては容器の薄肉化、特にPETボトルについてはベースカップの除去などにより、減量化は進むところまで進んでいたのそれぞれの素材内においては法の施行に伴う改善もそれほど顕著ではない。

一方容器包装区分間の変化は若干見られる。例として、ガラスびんの特定事業者による色の変更を上げる

ことができる。ガラスびんにおいては協会への委託単価が色別に異なり、無色とその他の色では約2倍の開きがあるために、色付きびんを無色に変えることにより委託単価の軽減を果たそうという動きである。無色のびんカレットは汎用性があるため、これへの転換は社会的コストを引き下げる行為となる。

また、委託料金を下げる意図は必ずしも無かったかもしれないが、ガラスびんにおいてその他の色のカレットが滞留した時期に、輸入ワインであるボジョレー・ヌーボーのびんの色を緑から無色に変えるよう輸出元に要請し、色付きカレットの不良在庫軽減に寄与した例があった。ボジョレー・ヌーボーは収穫年の新酒を楽しむためのワインであり、長期保存せずに短期間に飲み切るものである。このため、一般的にワインにおいては中味の変質を防ぐため通常緑などの色付きびんを使うが、ボジョレー・ヌーボーにおいては、長期保存による変質を心配する必要がないため、カレットの需要が安定している無色のガラスびんに切り替えたものである。本例は直接的な排出抑制には関わらないことではあるが、再商品化価値の高いものへの転換として評価できる。容器包装リサイクル法は経済的刺激を事業者の容器包装利用における行動選択手段としているが、事業者の行動選択は経済的なもののみならず、社会的責任を履行するという企業意志も、とくに大規模事業者においては顕著に現れることがある。

一方、ガラスびんからPETボトルへと素材間の転換が言われているが、これは容器包装リサイクル法の施行による直接的影響とは考えにくい。

以上の2素材とは異なり、紙製容器包装やプラスチック製容器包装においては、経済的誘因が強く働く可能性があり、すでにそれに向けて、容器のメーカー側からの提案がなされており、いずれも容器の軽量化を謳っている。

5. 法律の目的を達成するために

以上の目的を達成するために、それぞれ関係者が役割を分担することになっている。消費者は分別排出を、市町村は分別収集を担う。そして事業者にはリサイクルの義務が課せられた。これまでは一般廃棄物の処理責任は市町村が負い、事業者は産廃や事業所から排出される廃棄物にのみ処理責任を負っていた。容器包装リサイクル法は容器包装廃棄物について事業者が処理責任を負うことを新たに求めている。事業者に課せられる義務を再商品化義務という。

6. 再商品化義務とは

再商品化とは、例えばガラスびんの場合は、色別し、異物を取り除き、2～3センチ角に割ったものをカレットというが、これはガラスびんの原料となるものである。通常のリサイクルという場合は、この後、カレットがガラスびんの原料として使われるところまでを指すが、再商品化はカレットまでである。

同様にPETボトルはフレックまたはペレットを得ること、プラスチック製容器包装については、①プラスチック製品またはその原材料（ペレット等）、②炭化水素油、③製鉄高炉中の鉄鉱石の還元剤、④水素及び一酸化炭素を主成分とするガス、⑤製鉄コークス高炉中で利用するプラスチック粒状物を得ること、また、紙製容器包装は、①製紙原料等として利用可能なものについて選別を行い製紙原料等を得るとともに、原材料としての利用が困難なものについては固形燃料等の燃料を得ること、②古紙再生ボード、古紙破砕解織（かいせん）物、溶鋼用鎮静剤等として利用可能なものを選別した後加工等を行い、古紙再生ボード、古紙破砕解織物、溶鋼用鎮静剤等の製品を得るとともに、原材料としての利用が困難なものについては固形燃料等の燃料を得ることをいう。いわゆる熱利用は紙製容器包装のみに認められている。この場合も、まず、固形燃料化の前提として、選別した後、原材料としての利用が困難な場合に限り認められている。

7. 再商品化義務を負う事業者

容器包装リサイクル法によって義務を負う事業者は次の3種類の事業者である。

- ① 容器を購入し、その容器を利用して商品を販売する事業者、いわゆる中味メーカー
- ② 容器を製造する事業者、すなわち容器メーカー
- ③ 包装紙や包装フィルムを購入して、その包装材で商品を包んで販売する事業者、つまり小売店等それぞれに輸入事業者を含む。

以上の3種類の事業者でも企業規模によって適用除外となる場合がある。すなわち、表1の小規模事業者は適用が除外される。小規模企業の基準はおおよそ中小企業基本法によっている。本来であれば容器包装廃棄物の多少によって区別することが合理的かもしれないが、企業規模による適用除外は、法本来の趣旨に添ったものではなく、中小企業保護の全く異なる基準を導入したものである。

表1 義務を免除される小規模事業者

主たる業種 条件	製造業等	小売業・ サービス業	卸売業
従業員数→	20人以下 かつ	5人以下 かつ	5人以下 かつ
売上高→	2億4千 万円以下	7千万円 以下	7千万円 以下

ここでまず注意する点は、主たる業種の判断である。漬け物や和菓子などを直営工場で製造して直接消費者へ販売しているような、いわゆる「製造小売業」等については、製造業と小売業のいずれを「主たる事業」として行っているかについて、各事業の従業員数、営業収益の割合等を見比べて決める。

この場合の条件となる売上高は直近の、決算が確定した事業年度における事業体全体の売上高である。事業体が全体でどれだけの収入を得ており、どれだけの経済力を有しているかで判断する。

事業ごとの売上高のカウントは、事業者の主たる業務ごとに、

- ① 工業、鉱業においては商品資産の売却高をカウントする。
- ② 運送業、サービス業においては、提供した便益の対価をカウントする。
- ③ 小売業、卸売業においては、商品資産の売却高をカウントする。
- ④ 農林、漁業においては、商品資産の売却高をカウントする。

また、従業員数は直近の決算の確定した事業年度における1年間の平均人数である。なお、従業員数は常時使用する従業員の数をいう。

従業員数は

- ① 支店等を複数有する場合は全体の人数を合計し、
 - ② 常時使用する従業員の数で判断する。
- 常時使用する従業員は
- ① 事業主または法人と雇用関係にある者で、
 - ② その雇用契約の内容に常勤である旨が積極ないし消極に示されている者をいう。

したがって、事実上業務に従事している者であっても、

- ① 事業主、法人の役員（委任契約に基づく関係となる）や、
- ② 臨時的従業員は含まれない。

臨時的従業員と常時使用する従業員については表2のとおりである。

表2 臨時従業員と常時使用する従業員とみなされる場合

臨時従業員と見なされる場合	常時使用する従業員と見なされる場合
日々雇い入れられる者	1か月を超えて引き続き雇い入れられる場合
2か月以内の期間を定めて使用される者	2か月を超えて引き続き使用されるに至った場合
季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者	4か月を超えて引き続き使用されるに至った場合
試みの使用期間の者	14日を超えて引き続き使用されるに至った場合

8. 対象となる容器や包装

対象となる容器包装は原則としてすべての容器包装である。しかし、容器包装の範囲は法律で規定されている。容器包装リサイクル法では、容器包装とは「商品の容器及び包装で、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要となるもの」と定義されている。つまり、商品を入れたり包んだりするもので、(家庭で)消費された後、不要となるものことである。原則としてすべての容器や包装が法律の対象となるが、リサイクルの観点などから現在は次の4素材が対象となっている。

- ① 金属製の容器や包装 (スチール缶, アルミ缶等)
- ② ガラス製の容器 (無色のガラスびん, 茶色のガラスびん, その他のガラスびん)
- ③ 紙製の容器包装 (段ボール製の容器や包装, 飲料用の紙製容器, その他の紙製容器包装)
- ④ プラスチック製の容器包装 (飲料・しょうゆ用のPETボトル, 白色の発泡スチロール製食品用トレイ, その他のプラスチック製容器包装)

これらのうち、有償または無償で引き取られているスチール缶, アルミ缶, 飲料用紙パック, 段ボール製の容器包装は、事業者のリサイクル義務の対象から除かれている。すなわち、何らかの形でリサイクルされているものは法律でさらに義務をかけることはないからである。なお、飲料用紙パックではアルミが使用されているものはその他の紙製容器包装として対象になる。また、飲料・しょうゆ用以外の用途に使われているPETボトルはその他プラスチック製容器包装として義務の対象となる。

本格施行時には、ガラスびん (無色, 茶色, その他の色), 再生資源利用促進法に定める第二種PETボトル (飲料・しょうゆ用PETボトル) を対象とし、利用と製造両関連事業者を対象とした。完全施行に伴って、飲料用紙パック, 段ボールを除くその他紙製容器包装, PETボトルを除くその他プラスチック製容器包装が対象となった。

9. 容器か, 包装か?

ガラスびんとPETボトルでは、すべて容器であったので容器か包装かという問題はなかったが、プラスチックや紙においては、容器と包装を区別しなければならない。しかしこれがきわめてややこしい。おおざっぱにまとめれば、容器については素材ごとに、形状によって何が容器かを法律で定めており、容器以外を包装としている。包装と規定されたものについては、製造者には義務が無く、利用者のみ義務を負うことになっている。そこで、義務を負う事業者にとっては容器か包装かの区別は実に重要となる。しかし、事業者にとって重要な意味を持つにしても、分別収集する市町村、分別排出する消費者にとっては特別の意味を持たない。実態上気にしなくてもよいことである。

ところが、再商品化の義務を負った事業者の義務対象となる容器包装と、消費者が分別排出する対象容器包装、言い換えれば市町村が分別収集対象とする容器包装は、本来一致しているべきであろうが必ずしも一致していない。このあたりは、新聞等メディアにおいても混乱を来している。例えば、クリーニング店のプラスチック製の袋は商品を入れるものではなく、役務の提供に伴うものであるからクリーニング店には再商品化義務が発生しない。このようなことを消費者が理解した上でなければ分別排出できないのであろうか。この点については、特定事業者責任比率 (特定事業者が再商品化すべき量/市町村により分別収集される特定分別基準適合物の総量) (表3参照) によって市町村負担分とされている中に、義務を除外されている小

表3 平成12年度特定事業者責任比率

		特定事業者 責任比率	市町村 負担率
ガラスびん	無色	90	10
	茶色	85	15
	その他	90	10
PETボトル		99	1
プラスチック製容器包装		94	6
紙製容器包装		94	6

規模事業者分以外で市町村が分別収集した物が含まれるという考えが示されたことがあったが確定していない。

しかし、素材の区別については、特にプラスチック・紙の複合素材の場合はどちらに分別すればいいかわりにくいという問題が残る。そこで識別表示が再生資源利用促進法の改定という形で審議中である。容器包装リサイクル法の対象となる容器包装に識別表示を行うおうと言うことである。間もなく詳細が発表になる予定だ。

なお、複合素材の容器包装をプラスチックと判断するか紙と判断するかは使用されている重量比になる。重量ベースで最も主要なものを全体の重量と考える。例えばプラスチック製容器包装と言うことになっている。

また、プラスチックについては容器包装リサイクル法義務対象の識別のみならず材質表示を望む声に応えるために材質表示を事業者の任意で表示できる方向である。

10. 再商品化義務を果たすための特定事業者の選択肢

以上の判断基準によって特定事業者と見なされる場合には再商品化の義務を履行しなければならない。履行方法には次の3種類がある。

①自主回収（リターナブルボトル等）

自主回収とは、ビールや、1.8リットルびんなどのように販売店で回収され、洗って再び使用されるリターナブルびんなどが対象となる。飲料メーカーなどが自ら回収するか、回収業者に委託して回収する場合で、その回収のための体制がおおよそ90%を回収するために適切なものである場合、主務大臣に申し出て認定を受けることができる。そうすると残りの10%についても義務を果たしたものとされる。

②独自ルート（再商品化認定ルート）

以下の条件に該当する者が、自らまたは他に委託して市町村から引き取り、再商品化する。

- ・主務省令で定める基準に適合する者であること
- ・主務省令で定める基準に適合する施設を有すること
- ・地域に関する基準に適合していること

③指定法人への委託

上記の2つの方法はかなり限定されているため、多くの事業者が採用できる義務の履行方法は、容器包装

リサイクル法による指定法人と再商品化契約を締結し、再商品化委託料を払うものである。委託料を払った事業者は義務を履行したものとされる。

事業者は、各社の前年度の販売量に応じて委託料金を指定法人に払う。指定法人は年度の実績に応じて過不足を精算する。平成9年度においては、ガラスびん（無色、その他）、PETボトルについては返金、ガラスびん（茶色）においては追加徴収を行った。10年度においては、すべてのガラスびんが追加徴収し、PETボトルは返金した。過不足は、翌年度の支払い料金と相殺する。

11. 帳簿の記入、保管の義務

特定事業者の義務には再商品化義務の他に帳簿記載および保管の義務がある。特定事業者は指定法人と契約を交わすが、この際自ら再商品化の義務量を算出し、これの内訳を帳簿として記帳し保管しなければならない。帳簿は再商品化の記録であると同時に義務を履行したことを証明するものである。

帳簿は、1年ごとにまとめ、5年間保存する。帳簿の記載不履行、虚偽の記載、保管違反等については20万円以下の罰金が課せられる。この3年間において適用された実績はない。

12. 指定法人への委託 — 委託申し込みから委託料の申し込み、精算まで —

ほとんどの事業者が義務履行方法として採用することになるのが指定法人ルートである。対象となると思われる事業者に対して指定法人は、最寄りの商工会議所等を通じて申し込みの案内書を送付する。送付時期は年度によって異なるが、12年度へ向けては、平成12年11月に送付した。案内書を受け取った事業者は、自らが容器包装リサイクル法の対象となるか、どの容器や包装が対象となるかを確認する。次に、前年度の販売量を把握する。この量を再商品化委託申込用紙にしたがって記入する。申込用紙に数字を記入すると委託料金を計算できるようになっている。記入済み用紙を同封されていた返信封筒に入れて最寄りの商工会議所に返送する。12年度の申し込み締め切りは平成12年2月1日であった。指定法人では委託申込用紙の内容によって再商品化委託契約書を作成し、商工会議所を通じて事業者に送付する。事業者は、内容確認の上捺印して返送する。契約最終期日は3月末である。委託料の支払いは、多くの事業者には7月になる。支払った

表4 予定委託単価の推移

(単位:円/kg)

	9年度	10年度	11年度	12年度
無色ガラスびん	1.981	1.752	2.549	4.151
茶色ガラスびん	2.518	2.936	4.407	7.682
その他ガラスびん	5.491	5.485	6.340	8.096
飲料・しょうゆ用PETボトル	101.755	101.755	95.135	88.825
プラスチック製容器包装	—	—	—	105.000
紙製容器包装	—	—	—	58.636

表5 市町村引き取り契約・実績推移 (9年度～11年度)(量単位:トン)

		9年度			10年度			11年度			対9年度進捗率	
		契約数	実績	達成率	契約数	実績	達成率	契約数	実績	達成率	契約数	実績
ガラスびん	量	227,727	148,363	65.1%	239,975	188,271	78.5%	276,176	219,370	79.4%	121.3%	147.9%
	市町村数	719	649	90.3%	861	836	97.1%	994	937	94.3%	138.2%	144.4%
PETボトル	量	14,214	14,014	98.6%	32,799	35,664	108.7%	49,620	55,675	112.2%	349.1%	397.5%
	市町村数	502	443	88.2%	788	764	97.0%	997	981	98.4%	198.6%	221.4%

(注1) 契約数:各年度内での市町村における協会への引き取り依頼トン数、(注2) 実績:各年度内で実際に協会が引き取ったトン数、(注3) 達成率:実績/契約数(%), (注4) 市町村数:協会に引き取りを依頼、また実際に引き取った市町村数、(注5) ガラスびんの合計:市町村数は同一市町村からの引き取りがあるので単純合計数とは一致しない

委託料金によって指定法人は1年間の事業を行い、指定法人全体としての収支に基づき、年度終了後過不足を精算する。個々の事業者の実績に対する精算ではなく、指定法人の実績に応じたもので、事業全体として余剰が出た場合には支払った委託料に応じて払い戻しを行う。また、不足を生じた場合にも同様に支払った委託料に応じて追加徴収する。精算は翌年度の請求金額を調整することによって行う。つまり、余剰の場合には請求金額を余剰分だけ減額し請求する。また、不足の場合には請求金額に追加して請求する。

指定法人への委託料金は容器包装区分ごとに毎年主務大臣の認可を受けて指定法人が定める。これまでの予定委託単価は表4のとおりである。事前に支払い、あとで精算するため予定委託単価となっている。

13. 再商品化義務量の算定

容器包装リサイクル法は事業者に対して、その販売量に応じた再商品化を義務づけている。しかし、自ら再商品化を行うことは困難であるので指定法人である(財)日本容器包装リサイクル協会に委託し、義務を果たす。委託のためには委託料を指定法人に納める。委託料は1年間に排出する容器や包装の量に応じて納める。そのためには量を把握しなければならない。量を把握するためには、先に見たように、対象となる容器や包装の量をすでに決算の確定した1年間を対象として、各容器や包装の重量を量り、総販売量を記録する。こ

の時、それぞれの容器や包装が最終的に一般廃棄物となる量が対象となるので、事業系廃棄物となる事業者に販売した数量などは控除できる。なお、輸入量も対象となる。こうして、販売先における実態を把握している場合、すなわち控除できる量を把握している場合には自主算定方式と呼ばれる算式によって義務を負う量を算出する。控除できる量には、回収する量と最終的に事業系廃棄物となる量が含まれる。これらが不明の場合には、国が実態調査に基づいて定めた一定率を用いて算出することになる。この算定方式を簡易算定方式という。

ここでいう義務量というのは、1年間の排出量全量に対して義務を負うのではなく、1) 全国で再商品化できると見込まれる量と、2) 全国の市町村で分別収集によって収集されると見込まれる総量を比較してい

表6 特定事業者との契約料の推移

(量単位:トン, 件数:社)

		9年度	10年度	11年度	12年度
ガラスびん	量	350,120	269,669	374,517	364,013
	件数	459	476	476	3,369
PETボトル	量	15,986	27,746	51,108	95,130
	件数	198	211	211	898
紙製容器包装	量	—	—	—	45,669
	件数	—	—	—	12,199
プラスチック製容器包装	量	—	—	—	138,240
	件数	—	—	—	17,093
合計	件数	500	521	521	18,996

表7 ガラスびん再商品化製品の利用状況

	販売先社数		販売実績(トン)		販売構成費(%)	
	10年度	11年度	10年度	11年度	10年度	11年度
ガラスびん製造用	13	15	138,336	133,509	76.4%	65.4%
ガラスびん以外の用途(注1)	38	85	42,810	70,698	23.6%	34.6%
合計	51	100	181,146	204,207	100.0%	100.0%

(注1) 舗装用骨材, タイル・ブロック, ガラス繊維等

(注2) 11年度販売実績, 販売構成費は見込み数(12年3月8日現在)

表8 PETボトル再商品化製品の利用状況

	販売者数		販売実績(トン)		販売構成費(%)	
	10年度	11年度	10年度	11年度	10年度	11年度
繊維(シャツ, カーペット等)	13	22	16,895	25,540	70.7%	63.6%
シート(プリスターパック, 卵パック等)	14	19	5,218	11,636	21.8%	29.0%
ボトル(洗剤等)	1	1	211	179	0.9%	0.4%
成型品(植木鉢等)	4	43	1,265	2,550	5.3%	6.4%
その他(結束バンド等)	19	47	320	250	1.3%	0.6%
合計	51	132	23,909	40,155	100.0%	100.0%

(注) 合計社数は延べ社数

いずれか少ない量を関係事業者全体で義務を負う量とし、これを容器と包装に按分し、さらに業種区分ごとに按分し、またさらにそれぞれの業種区分ごとに利用事業者と製造事業者で按分することによって、ある業種が負担すべき義務量が算出される。これらは、主務省が毎年実態調査に基づき示すものであり、指定法人ではこれを係数化して事業者に示すことにしている。

個々の事業者の再商品化義務量は、容器についてはその容器の使用される用途や材質による区分ごとの排出見込量を基に計算する。

容器の用途の区分は容器の素材ごとに決められている。例えば、ガラスびんについては、食料品、清涼飲料等、酒類、医薬品、化粧品等、その他の用途の6分類、紙製の容器については、食料品、清涼飲料等、酒類、石鹼・塗料等、医薬品、化粧品等、小売業、その他の用途の8分類である。小売業への用途とは、販売時点で使われる容器で、様々な商品を入れる袋などが該当する。

なお、包装については用途による区分は無く、すべて紙製包装やプラスチック製包装として1分類になっている。

次に、直近の事業年度における排出量を把握する。直近の事業年度とは、決算の確定した年度のことである。12年度を例にとると、指定法人への委託の締め切りが2月1日であった。それまでに決算の確定した事業年度ということであるから、例えば、1月～12月の事業年度の場合は、11年度の決算は2月1日に確定していない場合が多いのであろうから、1年さかのぼって、10年度の排出実績を把握することになる。4月～

翌年3月の事業年度の場合もやはり10年度、すなわち10年4月から11年3月に終了する10年度が対象となる。

14. 本格施行3年間の実施状況

最後に本格施行3年間の実施状況の概要を指定法人を中心として示す。なお、各数値は6月の理事会で確定されるのでそれぞれ速報値である。

市町村との関係で見ると表5の通りであり、ガラスびん、PETボトル共に、初年度を大きく上回る実績を上げている。いずれも収集量のみならず、面としての拡大も大きい。

また、特定事業者の指定法人への再商品化委託状況は表6の通りである。なお12年度の12年5月8日現在の申込状況も加えた。

15. 再商品化製品の利用状況

容器包装廃棄物が再商品化されたとしても、最終的に原料として引き取られ、実際のリサイクルに回されなければ実を挙げたとはいえない。再商品化製品の利用状況は表7、表8の通りである。

容器包装リサイクル法における再商品化制度が継続して維持、発展できるかどうかは、市町村における分別収集量と、再商品化可能量、再商品化製品の販売量(利用量)のバランスに掛かっている。これが今後この制度にとっての最大の課題であり、国、業界団体、指定法人共々対応に努めている。

(お断り：評価等はすべて筆者の個人的見解であり、(財)日本容器包装リサイクル協会の公式のものではない)